

特別養護老人ホーム望箭荘やまくに 運営規程

(施設の目的及び運営の基本方針)

- 第1条 入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、入所者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 地域や家庭との結び付きを行い、地域老人の福祉を増進することを目的とする。
事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第2条 この事業を行う事業所の名称は、「望箭荘やまくに」と称する。

(事業所の所在地)

- 第3条 事業所は、大分県中津市山国町守実77番地1に置く。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業に従事する従業者は、短期入所及び予防短期入所生活介護の従業者と兼務するものとし次の員数の従業員を置く。
- | | | |
|---------------|--------------------------|---|
| 1) 管理者 | 1名 | (常勤、併設短期入所及び予防短期入所生活介護の施設長と兼務)
事業所の管理業務に従事するものとする。 |
| 2) 医師 | 1名 | (非常勤)
入所者の健康管理及び療養上の指導を行うものとする。 |
| 3) 生活相談員 | 1名 | (常勤)
入所者の生活相談業務に従事するものとする。 |
| 4) 介護職員又は看護職員 | 入所者の介護業務、看護業務に従事するものとする。 | |
| イ 介護職員 | 14名以上 | |
| ロ 看護職員 | 2名以上 | (機能訓練指導員と兼務1名) |
| 5) 栄養士 | 1名 | (常勤)
入所者の栄養管理指導、献立作成等の業務に従事するものとする。 |
| 6) 機能訓練指導員 | 1名 | (常勤、看護師と兼務)
入所者の日常生活を営むのに必要な訓練等の業務に従事するものとする。 |
| 7) 介護支援専門員 | 1名 | (常勤)
施設サービス計画の作成に関する業務等に従事するものとする。 |
| 8) 調理員 | 4名以上 | 利用者の食事の調理業務に従事するものとする。 |
| 9) 事務職員等 | 2名 | (常勤)
事務職及びその他の業務に従事するものとする。 |

(入所定員)

- 第5条 当施設の入所定員は29名とする。
- 2 ユニット数は3とし、各ユニットの定員は10名、10名、9名とする。

(入所者に対する本施設概要の説明及び同意)

第6条 当施設はサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込書又は、その家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他、入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第7条 当施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の有効期間の確認を行うものとする。

2 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定介護老人福祉サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第8条 当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において、これを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉サービスを提供するものとする。

2 当施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

3 入所申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるように努めるものとする。

4 入所申込者の入所に際してはその者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5 入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営む事ができるか検討するものとする。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、安易に施設側の理由により、退所を促すことは禁止するものとする。

7 居宅において、日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の円滑な退所のために、必要な援助を行うものとする。

8 退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供、その他保健医療サービス等を提供する者との密接な連携を図るものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所の際に、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請有無について確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう、援助するものとする。

2 要介護認定の更新の申請が遅くとも、当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

第10条 入所に際しては入所の年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(利用料その他費用の額)

第11条 当施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定め

る介護報酬の告示上の額とする。ただし、当該指定介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

- 2 当施設は前項の支払を受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。
 - 1) 食事の提供に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額)(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。
 - 2) 居住に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額)(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。
 - 3) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 4) 理美容代(実費)
 - 5) 電気料 持込1品につき1日30円(税込)
 - 6) 貴重品管理費 月額700円(税込)(月の途中に入退所された月は日額25円)
 - 7) 前3号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。(実費)
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から文章により同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様の取扱いとする。

(サービスの提供内容)

第12条 入所者の要介護状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等入所者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。

- 2 入所者が利用するサービスについて、他の従業者と協議の上、サービス計画を作成し、計画に基づき入所者の機能訓練等の必要な援助を適切に行うものとする。
- 3 サービス計画は、それぞれの入所者に応じた計画であって、入所者又はその家族に対し、その内容等について説明し、従業者は懇切丁寧を旨とし、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 入所者又は、他の入所者等の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的な拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 5 入所者に提供する施設サービスについて、自らそのサービスの質の評価を行い常に改善を図るものとする。
- 6 介護に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行うものとする。
- 7 入所者については、1週間に2回以上適切な方法により入浴させ又は清拭を行うものとする。
- 8 入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 9 入所者に対し、離床・着替え・整容その他日常生活の世話を適切に行うものとする。
- 10 当施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる、また、夜間を含めて、適切な介護を提供できるように介護職員勤務体制を定めるものとする。
- 11 当施設は、入所者に対しその負担により、当施設従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

- 12 入所者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
- 13 入所者の食事は、その者の自立支援に配慮しできるだけ離床して食堂で行われるよう努めるものとする。
- 14 当施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- 15 当施設は、常に入所者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に務め、入所者またはその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 16 当施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 17 当施設は、入所者の同意を得て本人又はその家族において行うことが困難である場合は、その同意を得て行政機関等に対する手続きについて代行するものとし、代行した後はその都度本人に確認するものとする。
- 18 当施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 13 条 施設利用者は、この規定に定めるところに従い、規律ある生活を行うとともに共同生活の秩序維持に努め、次の事項を守らなければならない。

- 1) 身上に異動があったとき又は、収入に変動があったときは、直ちに施設長に届け出ること。
- 2) 次の事項については、事前に施設長の許可を得ること。
外出、外泊、面会
- 3) 火気の取扱いには常に注意し、所定の場所以外の喫煙等はしないこと。
- 4) 喧嘩、口論及びその他粗暴にわたる言動はしないこと。
- 5) 故意に器物及び設備を破損し、又は許可なく器物その他を施設外に持ち出さないこと。
- 6) 許可なく飲酒しないこと。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関との連携方法その他の緊急時等について、別紙 1 「緊急時の対応方針」に基づき対応する。

(非常災害対策)

第 15 条 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(地域との連携等)

第 16 条 当施設は、指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業者が所在する市町村の職員又は当該当事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- 2 当施設は、報告・評価・要望・助言等について記録を作成するとともに、それを公表する

ものとする。

- 3 当施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 当施設は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第 17 条 当施設は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情受付の窓口を設けるものとする。具体的な苦情処理の体制については、「直心会苦情解決委員会設置規程」に定めるとおりとする。

(虐待の防止対策)

第 18 条 当施設は、虐待防止のため次の措置を講じる。

- 1) 当施設における高齢者虐待を未然に防止するため、倫理規定等を定め、職員に周知徹底を図る。
- 2) 虐待防止の普及・啓発するための研修会を実施し、普段から人権意識を高め、あわせて職員の資質向上を図る。

(身体拘束等の適正化)

第 19 条 事業所は、別紙 2「身体拘束等の適正化のための新たな指針」を設け、身体拘束に関する取り組みを具体化し、推進していくものとする。

- 2 運営推進委員会を活用し、対策委員会を 3 カ月に 1 回開催して第三者の意見を聴取し、事例等の分析を行う。
- 3 分析結果を従業員に周知するとともに、適正化策を講じてその効果について評価を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 当施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる入所者数に対して同時に指定介護短期入所生活介護を行わない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

- 2 施設の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の、地域との交流に努めるものとする。
- 3 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 4 サービス担当会議等において入所者の個人情報を用いる場合は、入所者の同意を入所者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 5 当施設は入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 6 当該入所者又は、他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことにあたっては、あらかじめ本人又は家族に説明し、同意を得るものとする。

付 則

この規定は 平成 18 年 4 月 1 日 から施行する。
平成 27 年 1 月 1 日 一部改正
平成 29 年 2 月 1 日 一部改正
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正
平成 29 年 10 月 1 日 一部改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正・追加
平成 30 年 9 月 1 日 一部改正
令和 3 年 8 月 1 日 一部改正
令和 5 年 4 月 1 日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正